

港北区連合町内会 10月定例会

令和5年10月20日(金)午後2時00分から
港北区役所 1、2号会議室

議題

1 『GREEN×EXPO 2027』の機運醸成について(情報提供)【市連会報告】[資料1]

柏崎 区政推進課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

(1) 共創キックオフ・ミーティングについて

博覧会協会、横浜市及び横浜商工会議所では、GREEN×EXPO 2027の目指すビジョンや共創の姿を企業・自治体・大学など関係者の方々と共有し、出展等のご参加についてご理解いただく機会として、9月26日(火)にパシフィコ横浜ノースで「共創キックオフ・ミーティング」を開催しました。

当日は、650名を超える企業・団体等の方々にお集まりいただき、博覧会への参画を呼びかけました。今後、出展や協賛等に向けた対話や準備を本格的に進めていきます。

(2) 公式アンバサダーの就任について

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会は、2027年国際園芸博覧会の公式アンバサダーに俳優芦田愛菜(あしたまな)さんが就任することを発表しました。

芦田さんは、これからの未来を生きる世代の代表として幅広い世代から支持されており「幸せを創る明日の風景」をテーマとした本博覧会のアンバサダーに相応しい方として、これから一緒に博覧会の魅力を発信していきます。

(3) 問合せ

都市整備局国際園芸博覧会推進課 電話：671-4627

メール：tb-engeihaku@city.yokohama.jp

2 年末年始のごみと資源物の収集日程について(掲出依頼)【市連会報告】[資料2]

松本 資源化担当課長

◆ 資料は11月の合同メールで自治会町内会長あて送付します。

年末年始のごみと資源物の収集は、令和5年12月31日(日)から令和6年1月3日(水)まで、お休みします。今年度も昨年度同様チラシの班回覧については中止し、各自治会・町内会掲示板へのチラシの掲出をお願いします。(11月下旬に、各自治会・町内会へチラシを配送します。)そのほか、各集積場所への収集日程表の貼付や、広報よこはま12月号(市版)への掲載にて市民の皆様にお知らせしてまいります。

収集日程を
お確かめの上、
ルールを守って
お出しください。



		燃やすごみ・燃えないごみ スプレー缶・乾電池	プラスチック製容器包装	缶・びん・ペットボトル 小さな金属類
12月	28日(木)	通常の曜日どおり収集します		
	29日(金)	通常の曜日どおり収集します		
	30日(土)	通常の曜日どおり収集します		
1月	31日(日)	収集はお休みです		
	1日(月)			
	2日(火)			
	3日(水)			
	4日(木)	通常の曜日どおり収集します		
	5日(金)	通常の曜日どおり収集します		
	6日(土)	通常の曜日どおり収集します		

※ 古紙・古布等の、「資源集団回収」の日程については、実施している自治会・町内会等か、回収業者へ直接お問合せください。

問合せ

担当：業務課計画係（収集日程に関するお問合せ） 電話：671-2551

業務課運営係（広報に関するお問合せ） 電話：671-3815

3 新たな一般廃棄物処理基本計画（素案）に関するパブリックコメントについて （情報提供）【市連会報告】【資料3】

松本 資源化担当課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

横浜市では今年度、ヨコハマ3R夢プランに替わる、新たな一般廃棄物処理基本計画を策定します。それに伴い、計画に対して幅広く市民の皆様のご意見を伺うため、パブリックコメントを実施します。意見の募集期間は令和5年10月12日(木)から11月10日(金)まで。電子申請システムによる意見提出のほか、はがき、FAX、またはメールにてご意見をお寄せください。パンフレットは、各区役所、市民情報センター等で配付するほか、市のホームページでもお知らせします。

(1) 計画概要

「パブリックコメント用リーフレット」をご参照ください。

横浜市 新たな廃棄物処理	検 索
--------------	-----



リーフレット配架場所	
○各区役所広報相談係、地域振興課	○横浜市立図書館・主要駅PRボックス
○市民情報センター（横浜市庁舎3階）	○資源循環局政策調整課（横浜市庁舎23階）
○資源循環局収集事務所、焼却工場	

(2) 募集期間

令和5年10月12日(木) から 11月10日(金) まで

(3) 意見の提出方法

次のいずれかの方法でご意見をお寄せください。

(1) 電子申請システム 【推奨】	①インターネットで横浜市電子申請システムと検索 ②ホーム画面の上部手続き一覧(個人向け)を選択 ③キーワード検索欄で一般廃棄物と検索 ④該当コメントを選択	
(2) 郵送	リーフレット付属のはがきをお送りください。(切手不要)	
(3) 電子メール	sj-newplan@city.yokohama.jp	
(4) FAX	550-4239	

※ ご意見を正確に把握する必要があるため、電話や口頭でのご意見はお受け付けすることができません。

※ FAX・電子メールでお送りいただく場合は、「新たな計画への意見」である旨を明記してください。

(4) 今後の予定

令和5年10月12日から11月10日 パブリックコメントの実施

令和5年12月 パブリックコメント結果公表・原案策定

年度内 新たな「横浜市一般廃棄物処理基本計画」開始

(5) 問合せ

横浜市資源循環局政策調整課（計画全体について） 今井、木村（貴）

（パブリックコメントについて）近藤、木村（充）

電話：671-2503 FAX：550-4239

4 第9期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画素案に係るパブリックコメントの実施について（情報提供）【市連会報告】[資料4]

阿部 高齢・障害支援課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とする「第9期 横浜市高齢者保健福祉画・介護保険事業計画・認知症施策推進計画（以下「第9期計画」という。）」の策定に向け、素案をまとめましたので、その内容及びパブリックコメントの実施について、お知らせします。

(1) 第9期計画素案・パブリックコメントについて

「パブリックコメント用リーフレット・素案冊子」をご参照ください。



横浜市よこはまポジティブエイジング **検 索**



※ ホームページ掲載は10月23日以降を予定しています。

リーフレット配架場所

○市役所・区役所 ○地域ケアプラザ ○老人福祉センター ○地区センター等

(2) 意見募集及び周知方法

① 素案の公表・意見提出方法

計画素案・素案説明動画をホームページで公表するとともに、素案冊子・市民向けリーフレットを配布します。ご意見は、電子申請、郵便、FAX、電子メールで受け付けます。

② 関係団体等への説明

市・区町内会連合会、市・区民生委員・児童委員協議会、市社会福祉協議会、市医師会、市病院協会、市老人クラブ連合会等に対して説明を行い、ご意見を伺います。

③ 市民説明会

ア 開催日時

令和5年11月10日（金）午後2時から午後3時15分まで
（午後1時30分受付開始）

イ 開催場所

横浜市役所1階 横浜市市民協働推進センター スペースA・B

ウ 説明会への申込（要事前申込）

令和5年10月23日（月）から申込受付開始。先着60人まで。

(3) 今後のスケジュール

令和5年	10月23日(月)	計画素案公表
	11月から12月	パブリックコメントの実施、市民説明会の開催
令和6年	1月から2月	計画原案のとりまとめ、介護保険料の推計
	3月	計画策定、介護保険条例の改正
	4月	介護保険料の改定

(4) 問合せ

健康福祉局高齢健康福祉課 担当：川添、武井、清水

電話：671-3412

5 横浜みどりアップ計画「4か年（令和元から4年度）実績」及び「これからの緑の取組[2024-2028]（原案）」について（情報提供）【市連会報告】[資料5]

大浦 環境創造局みどりアップ推進課担当課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

横浜市では「緑豊かなまち横浜」を次の世代に引き継いでいくために、「横浜みどり税」を財源の一部として活用し「横浜みどりアップ計画」を推進しています。このたび、4か年[令和元から令和4年度]を振り返り、取組の成果を事業報告書にまとめましたのでご報告いたします。

また、昨年12月から本年1月にかけて、「これからの緑の取組[2024-2028]」の素案に対する市民意見募集を実施し、その結果を踏まえ原案をまとめましたのでこちらも報告します。

(1) 横浜みどりアップ計画 4か年（令和元年から令和4年度）の実績について

横浜みどりアップ計画は平成21年度から実施しており、令和元年度からは5か年計画に取り組んでいます。なお、令和5年度はその最終年度となります。

このたび、令和4年度までの4か年を振り返り、取組の成果をまとめたリーフレットを作成しましたので報告します。

(2) 「これからの緑の取組[2024-2028]（原案）」について

令和6年度以降、重点的に取り組む「これからの緑の取組[2024-2028]」について検討を進めています。昨年12月から本年1月にかけて、素案に対する市民意見募集を実施し、その結果を踏まえ、原案をまとめましたので報告します。

なお、令和5年度は、横浜みどり税の最終年度でもあることから、令和6年度以降の横浜みどり税を含む財源のあり方について、原案をもとに、今後検討していきます。

(3) 問合せ

ア 横浜みどりアップ計画の実績に関すること

環境創造局みどりアップ推進課 電話：671-2712 FAX：224-6627

イ これからの緑の取組（原案）に関すること

環境創造局政策課 電話：671-4214 FAX：550-4093

ウ 横浜みどり税に関すること

財政局税務課 電話：671-2253 FAX：641-2775

税制課 電話：671-2252 FAX：641-2775

6 民生委員・児童委員の活動支援策等及び年齢要件に関する検討状況に関する報告について（事業説明）【市連会報告】[資料6]

米岡 福祉保健課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

現在、民生委員・児童委員の年齢要件について、令和7年の一斉改選に向けて市民児協等と検討を進めておりますので、その内容を報告します。また、民生委員活動に対する支援策や推薦事務の改善等についても同様に検討を進めており、その内容についてご報告します。

(1) 年齢要件に関する検討のたたき台

次期一斉改選時において年齢要件を変更する場合に次の表を案として、民生委員・児童委員の皆さまと意見交換を行っています。なおこの案は、自治会町内会長・地区民児協会長アンケート結果において、「年齢要件の見直しが必要」とする回答の中で最も多かった『「原則」75歳未満とし、例外を設けた方がよい』を基本としたものです。

現行	案
新任 原則 69 歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75 歳未満とすることができる。	新任 原則 69 歳未満。ただし、選出が困難な場合に限り、75 歳未満とすることができる。
再任 75 歳未満	再任 <u>原則 75 歳未満。ただし、選出が困難な場合は 1 期（3 年間）のみを再任期間として推薦をすることができる。（条件あり）</u> 【条件】 下記 3 つの条件を満たしたときのみ、推薦ができるものとする。 ①本人の同意があり、健康状態も良好 ②自治会町内会の代表（会長）の同意がある ③地区民児協の代表（会長）の同意がある ※ただし、特例的な扱いであることから、引き続き後任者の選出に努める。

(2) 民生委員・児童委員活動支援と推薦事務の改善等に関する検討状況について
今年度から、局・モデル区を中心に、民生委員・児童委員の活動支援策等について検討を進めています。

① 委員活動の負担軽減及び活動支援策について

民生委員の活動及び付帯する業務について、「業務量の軽減の観点から取り組むもの」、「負担感の軽減の観点から取り組むもの」などに分類・可視化し、負担軽減策や活動支援策を検討しています。また、モデル区では、民生委員との懇談会や退任した民生委員へのアンケートを実施し、その結果を参考に今年度下半期から活動のスリム化や支援策に関するモデル実施を予定しています。

② 推薦手続きの簡素化について

推薦手続きに必要な書類の様式の簡素化や、再任として推薦いただく場合の手続きの簡素化などを検討しています。

③ ターゲット・目的別広報の充実

毎年5月の「民生委員・児童委員の日 活動強化週間」にあわせて、パネル展示やラジオ放送、広報よこはまへの記事掲載等を行うなど活動PRを行い、認知度向上や現任委員の意欲向上に努めていきます。

7 「第12回港北オープンガーデン」参加会場募集について（周知依頼）[資料8]

柏崎 区政推進課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

花と緑を通じた交流イベント「第12回港北オープンガーデン」の参加会場を募集します

(1) イベント開催期間

令和6年4月19日（金）から4月21日（日）及び
令和6年5月10日（金）から5月12日（日）
各日 午前10時から午後4時

(2) 参加会場募集期間

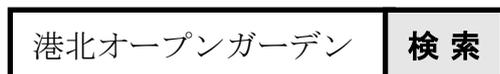
令和5年10月17日（火）から11月30日（木）

(3) 応募方法（いずれか）

① 区ウェブサイトの申請フォームに入力し写真データを添付

② 郵送又はFAXで所定の申込書を送付し、写真を郵送又はメールで送付

(4) 参考URL



(5) 申込み・問合せ

港北オープンガーデン運営委員会事務局（港北区役所区政推進課企画調整係）

〒222-0032 港北区大豆戸町 26-1

電話 045-540-2229 FAX 045-540-2209

メール ko-kohokuopengarden@city.yokohama.jp

8 大都市制度「特別市」に係る地域説明会の開催について（情報提供）〔資料8〕

柏崎 区政推進課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

横浜市では、大都市制度「特別市（特別自治市）」の実現に向け取り組んでいます。特別市が実現されると、横浜市が地方事務のすべてを担い、効率的な行政運営をすることにより、行政サービスの向上やニーズに沿ったきめ細かいサービスの提供が可能になります。

一方で、特別市を実現するためには法制化（法の整備）が必要となります。法制化にあたっては、市民の皆様特別市の必要性を理解していただくとともに、国に対する働きかけをすることが必要です。そこで、特別市に関する理解促進、実現に向けての機運醸成のため、説明会を開催します。

各自治会・町内会の皆様におかれましては、参加者の取りまとめにご協力をお願いします。

(1) 開催概要

- ① 日時：12月4日（月）午後4時から午後5時30分まで（午後3時30分開場）
- ② 場所：港北公会堂（大豆戸町26-1）
- ③ 内容：山中竹春横浜市長による「特別市」の講演等
- ④ 対象：自治会・町内会役員の皆様、及び委嘱委員等地域活動にご尽力されている皆様

(2) 依頼事項

各自治会・町内会で参加者を取りまとめていただき、11月17日（金）までにお申込みください。

※「特別市」についての理解を深めていただきたいため、各自治会・町内会から2名程度のご参加をお願いします。

※期限までに取りまとめが難しい場合は、別途ご連絡ください。

(3) 申込方法（次のいずれかの方法によりお申込みください。）

- ① 横浜市電子申請・届出システム
二次元コードを読み取り、必要事項をご回答ください。
- ② 申込書
別添申込書に必要事項をご記入のうえ、FAX 又はメールでご提出ください。
港北区区政推進課 FAX：540-2209 メール：ko-kikaku@city.yokohama.jp



9 情報提供

岸本 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

9-1 「楽遊学 第307号」について [資料9-1]

9-2 「港北区スポーツ協会だより2023秋」について [資料9-2]

9-3 「港北区民生委員児童委員協議会 広報紙ほほえみ 第31号」について
[資料9-3]

9-4 「ウォーキングを始めよう！相鉄・東急新横浜線で行く GREEN×EXP02027」
の開催について [資料9-4]

10 掲示依頼

岸本 地域振興課長

◆ 合同メールで自治会町内会長あて送付します。

10-1 消費者被害等の注意喚起ちらし「月次相談レポート」について [資料10-1]

10-2 2023 ふるさと港北ふれあいまつりについて [資料10-2]

10-3 「港北区スポーツ協会だより 2023 秋」について（資料9-2の裏面無し版）
[資料10-3]

11 行政機関からの情報提供

(1) 港北警察署

- ・港北区内犯罪発生状況ほか（水道局関係者を装った訪問・電話・メールの注意喚起）
- ・交通事故概要

(2) 港北消防署

- ・港北区内の火災・救急状況について

10月の合同メールは10月23日（月）に発送します。

◆ 港北区連合町内会定例会の資料は、ホームページに掲載しています ◆

<https://kohoku-rengou.net/>

港北区連合町内会 定例会資料

で 検索

